

入したるを報道せることをいふ。天正十九年十一月七日の條参照。

十一月八日。前田利家、越中阿尾の城主菊池武勝に、媾和を勧誘す。

【菊池文書】

一八七八

其後は念劇ニ付而無音、御床敷候。今度之錯亂如何見付候や。御家中ニも端々申者有之儀ニ候。大形相究筋も御入候。貴老之儀は、前邊より不混自餘申談事ニ候之間、此砌談合申度存候得ども、彼方丈夫ニ質物等をも被遣置候由候間、結局御爲と存、不能其儀候。若御才覺ニも可成子細候者、御分別此節候。跡ニ御成候而は如何与存事ニ候。態委不申入候。恐々謹言。

(天正十二年) 十一月八日

(前田) 利家 在判

(菊池右衛門入道) 菊 右入道殿

御宿所

十二月八日。前田利家、山城石清水八幡宮の社僧に、來春越中を討伐すべきことを報す。

【石清水文書】 山城

一八七九

尚々竹之儀、奉行能州へ遣候而相尋、來春可進候也。芳札披見、本望之至存候。殊八幡宮御札・御香水目出度致拜戴候。并爲御芳信、菖蒲皮二枚送給、喜悅之至候。隨而御神領之米、使助一へ渡申候。來春者越中討果、即令上洛以面可申達候。委細長右衛門尉可申入候。恐々謹言。

前又左

(天正十二年) 十二月八日

利家 在判

八幡 法童坊

御報

天正十三年

乙酉

紀元二二四五

二月九日。小松城主村上頼勝、本蓮寺に、田島を寄進す。

【北徴遺文】

一八八〇

永代奉寄進田島之事

合六反者 嘉賀州能美郡小松濱田之内中道より南當寺御屋敷際田五反并廟所之畠壹反也

右件之田畠者、雖爲頼勝知行、母にて候専妙爲佛供田、限永代當寺へ奉寄進所實正也。然上者、於子々孫々聊不可有相違者也。仍寄進狀如件。

村上次郎右衛門尉

天正十三年 二月九日

頼勝 在判

本蓮寺

參

(村上頼勝は小松城主なり。後に周防守と稱す。藩翰譜之を義明に作る者は、亦後の諱なるべし。)

二月廿一日。前田利家、羽咋郡大福寺村等に、大福寺の修葺を命ず。

【大福寺文書】 羽咋郡

一八八一

大福寺堂の上ぶき申付候。三ヶ村の百姓罷出可馳走候。委細藤右衛門に申付候也。

天正十三年 二月廿一日

(前田利家) 在判

大福寺村

(酒見) さかみ村 (稻木) かやの木村

百姓中

【大福寺文書】

一八八二

右之通を使者共ニも可申付候。以上。大福寺堂のうわぶき之普請可申付候間、尾山へひら夫ニ越候事無用候也。

(天正十三年) 二月廿二日

(利家) 在判

さかみ村

惣百姓中

二月廿四日。前田利家、能登の浦々に、越中征伐の際必要なるべきを以てその船舶の領外に赴くを禁す。

【三輪文書】

一八八三

浦々船他國へ不可越候。越中表相働に付而可入候。從筑州其趣被仰越候條、堅令停止候。自然一艘も相隠於遣